(証券コード4516)
平成28年６月７日

株　主　各　位

京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
日本新薬株式会社
代表取締役社長　前　川　重　信

第153期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月28日午後５時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。
【郵送（書面）による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。
【インターネット等による議決権行使の場合】
　当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

(1) 日　　時　　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
(2) 場　　所　　京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
　　日本新薬株式会社　　本社
　　（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。）
(3) 目的事項
　報告事項　1. 第153期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第153期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役９名選任の件
　　第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。
・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役会と会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した書類の一部であります。
・事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.nippon-shinyaku.co.jp/）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年６月28日（火曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

・機関投資家の皆様へ
管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含む）の皆様につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を所定の期間に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（添付書類）

第153期
事　業　報　告

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、年初以降は急速に円高・株安が進み、景気の先行きは不透明な状況です。

当企業集団を取り巻く環境は、医薬品業界においては、後発品の使用促進策の強化など、医療費抑制のための諸施策が引き続き推進され、厳しい環境下にあります。

機能食品事業においても、輸入原材料の購入価格上昇の中、消費者の低価格志向は変わらず、市場の競争がさらに激化することで、同じく厳しい環境が続いております。

このような環境の中、当企業集団の売上高は842億９百万円、対前期比5.3％の増収となりましたが、予定していました導出自社創製品の欧州での承認に伴う工業所有権等収益計上が次期の見込みとなったことから、営業利益は85億４千９百万円、対前期比0.2％の減益、経常利益は89億５千２百万円、対前期比0.3％の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は税負担の軽減もあり、63億４千万円、対前期比7.8％の増益となりました。

① セグメントの概況

（医薬品事業）

長期収載品の売上は減少しましたが、前立腺肥大症に伴う排尿障害改善剤「ザルティア」、骨髄異形成症候群治療剤「ビダーザ」、がん疼痛・慢性疼痛治療剤「トラマール」・「ワントラム」等新製品群の売上が伸長、また導出自社創製品の米国での承認取得に伴う工業所有権等収益を計上しました。その結果、売上高は704億８千９百万円と対前期比6.3％の増収となりました。

（機能食品事業）

ニュートリション素材等の売上は減少しましたが、たん白製剤、健康食品素材等の売上が伸長し、売上高は137億２千万円と対前期比0.5％の増収となりました。

② 研究開発活動

注力する５領域（泌尿器科、血液内科、難病・希少疾患、婦人科、耳鼻咽喉科）に対して、自社創薬、導入、プロダクト・ライフサイクル・マネジメント（ＰＬＣＭ）を３本柱に開発パイプラインの充実を図り、着実かつ継続的な新製品の上市を目指します。

当期末における研究開発活動の進捗は次の通りです。

（国内開発状況）

・肺高血圧症治療剤「ＮＳ-304（一般名：セレキシパグ）」については、アクテリオン ファーマシューティカルズ ジャパン株式会社と共同で実施した肺動脈性肺高血圧症を対象とした第二相試験の有効性評価期間を終了し、平成28年１月に製造販売の承認申請を行いました。また、慢性血栓塞栓性肺高血圧症を対象とした第二相試験についても同社と共同で実施中です。閉塞性動脈硬化症を対象とした第二相の探索的試験は、当社が単独で実施中です。

・非ホジキンリンパ腫治療剤「ＧＡ101（一般名：オビヌツズマブ）」については、中外製薬株式会社と共同で、低悪性度・中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とした第三相試験（国際共同治験）を実施中です。

・抗そう痒剤「ＮＳ-141」については、アトピー性皮膚炎に伴うそう痒を対象とした第二相の探索的試験（追加試験）を実施中です。

・デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「ＮＳ-065」については、平成27年10月27日に厚生労働省より「先駆け審査指定制度」の対象品目として指定され、平成28年１月には治験届を提出し、第一/二相試験を開始しました。

・子宮内膜症治療剤「ＮＳ-580」については、平成27年４月に第一相試験を開始しました。

（海外開発状況）

・「ＮＳ-304」について、導出先のアクテリオン ファーマシューティカルズ社（スイス）が、米国で平成27年12月に販売承認を取得し、平成28年１月に販売を開始しました。また、欧州では平成28年１月に承認勧告を受け、さらに４月には勧告の再採択を受けました。

・合成抗菌剤「プルリフロキサシン」については、中国において導出先のリーズ・ファーマ社（香港）が第三相試験を終了し、現在申請準備中です。

・骨髄線維症治療剤「ＮＳ-018」については、米国において第一/二相試験を実施中です。

・「ＮＳ-065」については、平成28年３月に治験届を米国食品医薬品局（ＦＤＡ）に提出し、前期第二相試験を開始しました。

(2) 設備投資の状況

設備投資額　　35億５千４百万円

主たる内容　　治験原薬製造設備、研究開発設備・機器、情報システム関連

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、厳しい経営環境の中、ヘルスケア分野で社会になくてはならない事業体として、社会から信頼され、評価される組織、すなわち「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」になることを強く意識して、その実現を目指してまいりました。第152期（平成27年３月期）からスタートしました第五次５ヵ年中期経営計画では、第四次中期経営計画において築いた土台を礎に、新たな成長を目指してまいります。

医薬品事業では、注力する５領域（泌尿器科、血液内科、難病・希少疾患、婦人科、耳鼻咽喉科）を中心として、治療ニーズが満たされていないニッチ領域を主なターゲットに、病気で困っている患者さんの福音となる、高品質で特長のある医薬品を提供してまいります。研究開発においては、自社創薬、導入、プロダクト・ライフサイクル・マネジメント（ＰＬＣＭ）を３本柱として、新製品を投入するとともに、自社創薬に加えて積極的な導入活動を行い、研究開発パイプラインの充実を図ります。販売面では、注力領域に経営資源を投入し、医薬品の価値を最大化するとともに、３つの製品群（ザルティア、ビダーザ、肺動脈性肺高血圧症治療薬群）を成長ドライバーとして育成していきます。サプライチェーンにおいては、高生理活性医薬品の製造設備への投資を行い、自社創薬品の製造および受託製造の拡大を図り、製品の安定供給はもとより、調達・製造・物流の各段階において、業務の効率化とコストマネジメントを推進していきます。海外事業においては、上市予定の自社創薬品の展開については、各国の状況等に応じて最適な展開の方法を選択し事業の拡大を図ります。

機能食品事業では、製薬企業としての高い技術力を活かし、注力する３分野（健康食品素材、品質安定保存剤、ニュートリション素材）を中心として、「健康長寿」「アクティブライフ」「食の安全・安心」「食品ロスの削減」に貢献する高品質で高付加価値の差別化できる機能食品素材を市場へ投入していきます。

グループの人事政策については、女性社員および高年齢再雇用者を積極的に活用するとともに、独自性をつくるのは人材との認識のもと、採用、育成等を強化していきます。

第五次中期経営計画を、全ての業務において他社との違いを明確にし、独自基盤を構築するシナリオと位置付け、全員で共有しベクトルをあわせて、「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」の実現に向けて邁進してまいります。

第五次中期経営計画最終年度である平成31年３月期に売上高1,100億円、営業利益180億円、親会社株主に帰属する当期純利益120億円、ＥＰＳ（１株当たり当期純利益）180円、ＲＯＥ（自己資本利益率）10％を目指します。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	平成24年度 第150期	平成25年度 第151期	平成26年度 第152期	平成27年度 第153期 （当連結会計年度）
売上高	69,941百万円	76,517百万円	79,991百万円	84,209百万円
経常利益	7,209百万円	8,598百万円	8,928百万円	8,952百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,647百万円	5,750百万円	5,882百万円	6,340百万円
１株当たり当期純利益	68.87円	85.25円	87.26円	94.10円
総資産額	113,730百万円	118,188百万円	129,757百万円	135,370百万円
純資産額	89,529百万円	93,186百万円	101,207百万円	102,762百万円
１株当たり純資産額	1,323.87円	1,378.93円	1,498.88円	1,522.33円

（注）1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
2. 第151期より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）を適用しております。
3. 第153期より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号）等を適用しております。
4. 従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物については、定額法）を採用しておりましたが、第153期より定額法に変更しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	平成24年度 第150期	平成25年度 第151期	平成26年度 第152期	平成27年度 第153期 (当事業年度)
売上高	69,724百万円	76,288百万円	79,651百万円	83,888百万円
経常利益	6,781百万円	8,092百万円	8,334百万円	8,300百万円
当期純利益	4,428百万円	5,491百万円	5,574百万円	5,986百万円
１株当たり当期純利益	65.63円	81.40円	82.71円	88.86円
総資産額	110,183百万円	114,803百万円	125,805百万円	130,962百万円
純資産額	86,148百万円	90,921百万円	98,239百万円	101,820百万円
１株当たり純資産額	1,276.71円	1,348.37円	1,457.93円	1,511.52円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
2. 第152期より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号) および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号) を適用しております。
3. 従来、有形固定資産 (リース資産を除く) および投資不動産の減価償却方法について、定率法 (ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物については、定額法) を採用しておりましたが、第153期より定額法に変更しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況 (平成28年３月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シオエ製薬株式会社	30百万円	100%	医薬品、機能食品の製造
タジマ食品工業株式会社	50百万円	83.5%	医薬品、機能食品の製造
NS Pharma, Inc.	US$300千	100%	医薬品の導出入、臨床開発業務

(7) 主要な事業内容 (平成28年３月31日現在)

医薬品および機能食品の製造、販売を主要な事業としております。

(8) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	京都府	横浜支店	神奈川県	創薬研究所	京都府
東京支社	東京都	名古屋支店	愛知県	東部創薬研究所	茨城県
札幌支店	北海道	京滋・北陸支店	京都府	食品開発研究所	京都府
仙台支店	宮城県	大阪支店	大阪府	山科植物資料館	京都府
北東北支店	岩手県	神戸支店	兵庫県	小田原総合製剤工場	神奈川県
北関東支店	群馬県	四国支店	香川県	北京事務所	中国
信越支店	新潟県	中国支店	広島県	ロンドンオフィス	英国
東京支店	東京都	福岡支店	福岡県	NS Pharma, Inc.	米国
西東京支店	東京都	南九州支店	熊本県	シオエ製薬株式会社	兵庫県
さいたま支店	埼玉県	東部流通センター	埼玉県	タジマ食品工業株式会社	兵庫県
千葉支店	千葉県	西部流通センター	大阪府	NSシェアードサービス株式会社	京都府

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減数
1,843名	31名増

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,739名	32名増	40.9歳	17.9年

2. 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　200,000,000株

(2) 発行済株式の総数　70,251,484株（うち自己株式　2,888,330株）

(3) 株主数　4,203名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	6,486千株	9.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,614千株	6.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,404千株	5.05%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,315千株	4.92%
株式会社京都銀行	3,090千株	4.59%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	3,069千株	4.56%
日本生命保険相互会社	2,082千株	3.09%
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	1,882千株	2.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,522千株	2.26%
ジエーピーモルガンチエース オツペンハイマー ジヤスデツク レンデイング アカウント	1,290千株	1.91%

（注）1. 持株比率は自己株式（2,888,330株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第三位を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
前川　重信	代表取締役社長	該当事項はありません。
田中　次男	常務取締役 経営企画担当	該当事項はありません。
由良　能郎	取締役 ＣＳＲ・経営管理担当	該当事項はありません。
松浦　　明	取締役 研究開発担当	該当事項はありません。
齋藤　　均	取締役 サプライチェーン・信頼性保証担当	該当事項はありません。
小林　健郎	取締役 機能食品担当	該当事項はありません。
佐野　省三	取締役 営業担当	該当事項はありません。
杉浦　幸雄	取締役	同志社女子大学薬学部特任教授
坂田　　均	取締役	弁護士　御池総合法律事務所
亀山　賢二	常勤監査役	該当事項はありません。
大田　知之	常勤監査役	該当事項はありません。
田辺　保雄	監査役	弁護士　田辺法律事務所
今井　和弘	監査役	税理士　今井税理士事務所

（注）1. 取締役 杉浦幸雄氏、坂田均氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 田辺保雄氏、今井和弘氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 杉浦幸雄氏、坂田均氏および監査役 田辺保雄氏、今井和弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役 今井和弘氏は、税務の専門家として高い専門知識と識見を有しております。
5. 監査役 鳥山陽一氏は、平成27年６月26日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

当該事業年度に係る報酬等の総額

取締役11名　　315百万円（うち社外２名　20百万円）

監査役６名　　53百万円（うち社外２名　19百万円）

（注）1. 上記には、平成27年６月26日開催の第152期定時株主総会終結をもって退任した取締役２名および監査役２名を含んでおります。
2. 当社取締役で使用人を兼務するものはおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
杉浦　幸雄	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、薬学者としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
坂田　　均	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
田辺　保雄	当事業年度に開催された取締役会16回と、監査役会17回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
今井　和弘	平成27年６月就任以降に開催された取締役会12回と、監査役会12回すべてに出席し、特に財務・会計的な見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、各社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係
杉浦　幸雄	同志社女子大学薬学部特任教授	記載すべき事項はありません。
坂田　　均	弁護士　御池総合法律事務所	記載すべき事項はありません。
田辺　保雄	弁護士　田辺法律事務所	記載すべき事項はありません。
今井　和弘	税理士　今井税理士事務所	記載すべき事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	42百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
合　　計	44百万円

（注）1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門及び会計監査人から入手した資料に基づき、会計監査人による前事業年度の監査計画と実績、監査時間と監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、英文財務報告書（アニュアルレポート）の英文による表記・表現の指導・監修業務等を委託し、その対価を支払っております。

③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　44百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、またはその他会計監査人の変更の必要があると判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は本議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨及びその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

5. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの構築に関する基本方針

1）当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業活動で最優先すべき規範となる日本新薬グループ行動規範を遵守するとともに、日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程に基づき、コンプライアンスを推進する。

② 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準に基づき、監査役の監査を受ける。

③ 内部監査部門が定期的に内部監査を実施する。

④ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。

2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報については、法令もしくは社内規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

③ 必要に応じて取締役及び監査役が常時閲覧・謄写することができる体制を確保する。

3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 日本新薬グループリスクマネジメント基本規程に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。

② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針及び対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役及び各業務執行取締役並びに各執行役員は、業務分掌並びに取締役規程及び執行役員規程に基づき、業務の執行を行う。

② 取締役会は、原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、緊急に意思決定を要する場合等必要に応じて、法令及び定款その他社内規則に基づき、書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。

③ 取締役会において、中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、日本新薬グループ全体の目標を設定し、執行体制を確保する。

5）当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

Ⅰ．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① グループ会社管理規程において子会社に対して報告を求める事項及び責任者を定めており、これを適切に運用する。

② 必要に応じて、子会社の取締役は当社の取締役会において報告、説明を行う。

Ⅱ．当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 日本新薬グループリスクマネジメント基本規程に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。

② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針及び対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

Ⅲ．当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① グループ会社管理規程に基づき、子会社毎に定められた統括管理部門等により、当該子会社の業務全般を統括的に管理する。

② 取締役会規則に基づき、定例又は臨時に開催する取締役会において子会社に関する重要事項を決議する。

Ⅳ．当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 日本新薬グループ行動規範の遵守を周知徹底させる。

② 日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程に基づき、コンプライアンスを推進する。

③ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。

④ グループ会社管理規程に基づき、内部監査部門は内部監査規程を踏まえ、必要に応じて子会社に対して内部監査を実施する。

6）当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

Ⅰ．当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、その職務内容に応じた能力を有する従業員を配置する。

Ⅱ．当社の監査役の職務を補助する従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役を補助する従業員は取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。

② 当該従業員の人事異動・考課については、予め監査役会の同意を要する。

Ⅲ．当社の監査役への報告に関する体制

① 代表取締役及び業務執行取締役は、監査役に対し、取締役会等の重要な会議において、適宜その担当する業務の執行状況の報告を行う。

② 当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査役が必要とする情報を提供する。また、当社の監査役が必要に応じて報告を求めた場合はこれに協力する。

Ⅳ．当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととし、これを周知徹底させる。

Ⅴ．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が職務の執行に関する費用の前払又は償還を請求した場合は、適切に対応する。

② 監査計画に応じて、監査職務の執行に関連する情報収集、研鑽、図書などに係る費用について予算化し確保する。

Ⅵ．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。

② 監査役会は、内部監査部門と緊密な連携をとることができる。

(2) 内部統制システムの構築に関する基本方針の運用状況

１）当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス統括責任者により選任された委員を構成員とするコンプライアンス推進会議及び業務執行取締役を構成員とするＣＳＲ委員会を開催し、当社グループのコンプライアンスの実践状況、方針・計画を確認、審議しています。また、全従業員を対象としたコンプライアンス部門研修、行動規範研修、経営陣を含む階層別研修等を実施しています。取締役の職務実行状況及び従業員の業務執行状況については、監査役監査基準に基づく監査役による監査または内部監査計画に基づく内部監査部門による監査を受けています。さらに、コンプライアンス違反の通報及び相談窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用しており、通報及び相談案件を半期毎に取締役会に報告することにしています。

２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「会社法」等の法令や「情報取扱管理規程」に則って情報を適切に保存･管理しており、監査役監査基準に基づく監査役による監査を受けています。また、取締役及び監査役より資料閲覧等の要望があった場合はそれに応じる体制を確保しています。

３）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、グループ全体を対象とした重要リスクや各部門を対象とした部門特有の重要リスクを設定し、当該リスクに対するアクションプランを策定し、実行しています。また、各リスクに対する予防策や当該リスクが顕在化した時の対応策等をリスク管理シートとしてリスク毎に取り纏め、適時見直しを行っています。

４）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月１回、臨時取締役会を４回開催し、電磁的方法による書面決議を５回実施しました。また、中期経営計画に則り策定された事業年度計画について、その進捗を四半期毎に取締役会において確認しました。

５）当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、当社の取締役（統括管理責任者）は担当する子会社の経営状況及び管理状況等を四半期毎に、また、子会社取締役は進捗状況を当社の取締役会にて適宜報告しました。コンプライアンス研修及びリスクマネジメントについては、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」及び「日本新薬グループリスクマネジメント規程」に基づき、適正に実施しています。また、コンプライアンス違反の通報及び相談窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用しています。さらに、業務の適正確保のため、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、監査を実施しています。

６）当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び業務執行取締役は、監査役が出席している取締役会において業務執行状況を報告しています。取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、監査役の求めに応じ必要とする情報を提供し、協力しています。また、監査に必要な経費については予算化して確保しています。さらに、「日本新薬グループ内部通報制度運用規程」に基づき、当監査役に報告した者に対して不利な取扱いを行わないことを周知しています。なお、代表取締役と監査役会が２回の意見交換会を実施したほか、監査役会と内部監査部門において、監査連絡会を毎月実施しました。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年６月に開催された当社定時株主総会において株主の皆様に導入のご承認をいただきました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を平成22年６月に更新しました。さらに本対応方針については、平成25年６月に開催された当社定時株主総会において、所要の修正を加えた上で更新することにつき、株主の皆様のご承認をいただきました。その概要は下記のとおりです。

① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、当社株式に対するあらゆる大規模買付行為を否定するものではありません。当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、株主の皆様に適切な判断をしていただくためには、大規模買付者および当社等からの十分な情報提供と、株主の皆様が検討を行うに相当な期間が必要不可欠であると考えます。

しかしながら、株主の皆様への十分な情報提供もなく、あるいは取締役会からの意見・代替案の提示などを行う期間もないまま、一方的に大量の株式の買付が行われる例が見受けられます。

こうした事情に鑑み、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、株主の皆様の適切な判断に必要な情報を確保するために「大規模買付ルール」を設定し、大規模買付者に対してその遵守を求めます。

② 取組みの具体的な内容の概要

・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する具体的な取組み

当社は社会から信頼され、ヘルスケア分野で存在意義のある企業集団を目指しており、医薬品事業、機能食品事業ともに着実に事業を展開・拡大し、企業価値を高める事業活動を推進しています。

更に、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンス体制、内部統制システムの強化、環境対策等あらゆる企業価値向上、株主共同の利益の確保に資する施策に取組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本対応方針は、第三者が当社の議決権総数の20%以上の株式の買付を行おうとする場合、当該大規模買付者が遵守すべきルールを定めたもので、買付者がルールを遵守しなかったとき、ルールを遵守しても、その買付行為が、当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと認めた場合には、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告に従って、当社取締役会が買付行為に関する対抗措置を発動することができる、と定めたものであります。この全文は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nippon-shinyaku.co.jp/)に掲載しております。

本対応方針の有効期限は、平成28年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとしています。

③ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のものであると考えております。また、本対応方針では、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として社外監査役及び社外有識者から構成された特別委員会を設置しています。同委員会が当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。従って、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

（ご参考）

本方針の有効期限は、平成28年６月29日開催予定の当社第153期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、平成28年５月12日開催の取締役会において、本株主総会の終結の時をもって本方針を終了し、更新しないことを決議しております。

……

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位　百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**85,401**	**流動負債**	**20,569**
現金及び預金	20,435	支払手形及び買掛金	6,759
受取手形及び売掛金	35,135	未払金	7,111
有価証券	7,626	未払費用	1,203
商品及び製品	12,730	未払法人税等	1,929
半製品	1,182	未払消費税等	570
仕掛品	336	賞与引当金	2,517
原材料及び貯蔵品	4,679	その他	476
繰延税金資産	1,861	**固定負債**	**12,037**
その他	1,411	繰延税金負債	1,192
貸倒引当金	△0	退職給付に係る負債	10,410
		その他	434
固定資産	**49,968**	**負債合計**	**32,607**
有形固定資産	**17,624**	（純資産の部）	
建物及び構築物	7,449	**株主資本**	**96,864**
機械装置及び運搬具	1,619	資本金	5,174
工具、器具及び備品	914	資本剰余金	4,445
土地	7,509	利益剰余金	89,658
建設仮勘定	130	自己株式	△2,413
無形固定資産	**501**	**その他の包括利益累計額**	**5,684**
		その他有価証券評価差額金	9,091
投資その他の資産	**31,843**	繰延ヘッジ損益	△2
投資有価証券	21,497	為替換算調整勘定	17
繰延税金資産	55	退職給付に係る調整累計額	△3,421
長期前払費用	7,521	**非支配株主持分**	**213**
その他	2,768	**純資産合計**	**102,762**
資産合計	**135,370**	**負債・純資産合計**	**135,370**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		84,209
売上原価		44,016
売上総利益		40,192
販売費及び一般管理費		31,643
営業利益		8,549
営業外収益		
受取利息及び配当金	416	
その他の営業外収益	829	1,246
営業外費用		
支払利息	3	
その他の営業外費用	839	842
経常利益		8,952
税金等調整前当期純利益		8,952
法人税、住民税及び事業税	2,398	
法人税等調整額	207	2,605
当期純利益		6,346
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		6,340

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位　百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**82,224**	**流動負債**	**20,703**
現金及び預金	18,204	買掛金	7,229
受取手形	412	未払金	7,068
売掛金	34,651	未払費用	1,145
有価証券	7,426	未払法人税等	1,791
商品及び製品	12,156	未払消費税等	549
半製品	1,182	預り金	400
仕掛品	324	賞与引当金	2,450
原材料及び貯蔵品	4,631	その他	67
繰延税金資産	1,811	**固定負債**	**8,438**
前払金	1,158	繰延税金負債	2,730
その他	264	退職給付引当金	5,280
		その他	428
固定資産	**48,738**	**負債合計**	**29,142**
有形固定資産	**16,358**	（純資産の部）	
建物	6,367	**株主資本**	**92,731**
構築物	207	資本金	5,174
機械及び装置	1,374	資本剰余金	4,445
車両運搬具	8	資本準備金	4,438
工具、器具及び備品	880	その他資本剰余金	6
土地	7,390	利益剰余金	85,525
建設仮勘定	130	利益準備金	1,293
無形固定資産	**494**	その他利益剰余金	84,231
ソフトウェア	418	配当準備積立金	800
その他	76	固定資産圧縮積立金	2,217
投資その他の資産	**31,884**	別途積立金	71,470
投資有価証券	21,494	繰越利益剰余金	9,743
関係会社株式	129	自己株式	△2,413
長期貸付金	149	**評価・換算差額等**	**9,089**
長期前払費用	7,521	その他有価証券評価差額金	9,091
投資不動産	1,729	繰延ヘッジ損益	△2
その他	860	**純資産合計**	**101,820**
資産合計	**130,962**	**負債・純資産合計**	**130,962**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

（単位　百万円）

科　　目	金	額
売上高		83,888
売上原価		44,454
売上総利益		39,433
販売費及び一般管理費		31,655
営業利益		7,777
営業外収益		
受取利息及び配当金	533	
その他の営業外収益	826	1,360
営業外費用		
支払利息	3	
その他の営業外費用	832	836
経常利益		8,300
税引前当期純利益		8,300
法人税、住民税及び事業税	2,100	
法人税等調整額	213	2,313
当期純利益		5,986

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年５月２日

日本新薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　玉　井　照　久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本新薬株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本新薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物については、定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成28年５月２日

日本新薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　玉　井　照　久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本新薬株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、従来、有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物については、定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

日本新薬株式会社　監査役会

常勤監査役　亀　山　賢　二　㊞

常勤監査役　大　田　知　之　㊞

社外監査役　田　辺　保　雄　㊞

社外監査役　今　井　和　弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の株主の皆様への適切な利益還元につきましては、業績連動型の配当として連結配当性向30%前後を維持し、ＥＰＳ（１株当たり当期純利益）の増加により、１株当たり配当金の増加を目指します。

また、当社は企業価値の最大化を目指す基本方針に基づき、研究開発体制を強化して開発パイプラインの充実に取り組むとともに、激化する競争に耐え得る企業体制の整備を行うための投資と利益還元のバランスを考えながら、更なる経営基盤の強化に努めます。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきまして、下記のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金14円　　総額　943,084,156円

なお、これにより年間配当金は、１株につき中間配当14円と合わせ合計28円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年６月30日（木曜日）

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって社外取締役２名を含む取締役９名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況 ならびに候補者とした理由	所有する当社の株式の数および取締役会出席状況
1	前川重信（まえかわしげのぶ） （昭和28年１月18日）	昭和51年４月　当社入社 平成４年３月　日本経営者団体連盟出向 平成14年４月　経営戦略室経営企画部長 平成16年４月　執行役員 平成17年６月　取締役 平成17年６月　経営企画、経理・財務、情報システム担当兼経営企画部長 平成18年６月　常務取締役 平成19年４月　経営企画、経理・財務、情報システム担当 平成19年６月　代表取締役社長（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 昭和51年の入社以来、平成14年から経営企画部長、平成17年から経営企画、経理・財務、情報システム担当取締役、平成18年から常務取締役、平成19年から取締役社長（現職）を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営陣としてのリーダーシップも十分に発揮していることから、引き続き取締役候補者としました。	50,500株 16回/16回
2	田中次男（たなかつぎお） （昭和28年３月23日）	昭和55年４月　当社入社 平成18年４月　事業開発企画部長 平成19年７月　国際事業部長 平成20年３月　生産管理・資材調達センター所長兼国際事業部長 平成20年４月　生産管理・資材調達センター所長 平成20年６月　取締役 平成20年６月　サプライチェーン・信頼性保証担当 平成26年６月　常務取締役（現任） 平成26年６月　経営企画担当（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 昭和55年の入社以来、平成18年から事業開発企画部長、平成19年から国際事業部長、平成20年からサプライチェーン・信頼性保証担当取締役、平成26年から常務取締役（現職）を務めるなど、豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。	29,500株 16回/16回

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況 な　ら　び　に　候　補　者　と　し　た　理　由	所有する当社の株式の数および取締役会出席状況
3	由良（ゆら）　能郎（よしろう） （昭和27年４月２日）	昭和52年４月　当社入社 平成６年３月　日本経営者団体連盟出向 平成15年４月　広報部長 平成19年４月　人事部長 平成20年６月　取締役（現任） 平成20年６月　ＣＳＲ・経営管理担当（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 昭和52年の入社以来、平成15年から広報部長、平成19年から人事部長、平成20年からＣＳＲ・経営管理担当取締役（現職）を務めるなど、ＣＳＲ・経営管理部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。	22,100株 16回/16回
4	松浦（まつうら）　明（あきら） （昭和28年３月１日）	昭和63年４月　当社入社 平成16年４月　研究開発本部創薬研究所化学研究部長 平成19年４月　研究開発本部医薬開発センター創薬研究所長 平成20年４月　執行役員 研究開発本部創薬研究所長 平成22年６月　取締役（現任） 平成22年６月　研究開発担当兼研究開発本部長（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 昭和63年の入社以来、平成16年から創薬研究所化学研究部長、平成19年から医薬開発センター創薬研究所長、平成20年から研究開発本部創薬研究所長、平成22年から研究開発担当取締役（現職）を務めるなど、研究開発部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。	11,700株 16回/16回
5	齋藤（さいとう）　均（ひとし） （昭和30年８月25日）	昭和53年４月　当社入社 平成17年７月　生産管理・資材調達センター購買部長 平成20年４月　研究開発本部研開企画統括部研開企画部長 平成22年４月　執行役員 研究開発本部研開企画統括部長 平成26年６月　取締役（現任） 平成26年６月　サプライチェーン・信頼性保証担当（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 昭和53年の入社以来、平成17年から生産管理・資材調達センター購買部長、平成20年から研開企画部長、平成26年からサプライチェーン・信頼性保証担当取締役（現職）を務めるなど、サプライチェーン・信頼性保証部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。	4,100株 16回/16回

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況 な ら び に 候 補 者 と し た 理 由	所有する当社の株式の数および取締役会出席状況
6	小林 健郎 （こばやし けんろう） （昭和33年５月26日）	昭和57年４月　当社入社 平成19年４月　営業本部京都支店長 平成22年４月　執行役員 営業本部営業推進統括部名古屋支店長 平成25年４月　執行役員 営業本部近畿・東海統括部長 平成27年４月　執行役員 機能食品カンパニー副カンパニー長 平成27年６月　取締役（現任） 平成27年６月　機能食品担当兼機能食品カンパニー長（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 昭和57年の入社以来、平成19年から京都支店長、平成22年から名古屋支店長、平成25年から近畿・東海統括部長、平成27年から機能食品担当取締役（現職）を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を機能食品部門においても有効的に活用しており、引き続き取締役候補者としました。	4,200株 16回/16回
7	佐野 省三 （さの しょうぞう） （昭和35年７月14日）	昭和59年４月　当社入社 平成20年４月　営業本部さいたま支店長 平成22年４月　執行役員 営業本部営業推進統括部大阪支店長 平成25年６月　執行役員 営業本部首都圏統括部長 平成27年４月　執行役員 営業本部長 平成27年６月　取締役（現任） 平成27年６月　営業担当兼営業本部長（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 昭和59年の入社以来、平成20年からさいたま支店長、平成22年から大阪支店長、平成25年から首都圏統括部長、平成27年から営業担当取締役（現職）を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者としました。	5,200株 16回/16回
8	【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】 杉浦 幸雄 （すぎうら ゆきお） （昭和17年２月３日）	昭和63年１月　京都大学化学研究所教授 平成10年３月　英国マンチェスター大学薬学部客員教授 平成10年４月　京都大学化学研究所長 平成17年４月　京都大学名誉教授（現任） 平成17年４月　日本薬学会会頭 平成19年４月　同志社女子大学薬学部特任教授 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成28年３月　同志社女子大学薬学部特任教授退任 ＜当社社外取締役在任年数＞ 本総会終結時をもって３年になります。 ＜取締役候補者とした理由＞ 薬学者として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。	1,000株 16回/16回

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況 ならびに候補者とした理由	所有する当社の株式の数および取締役会出席状況
9	【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】 坂田（さかた）　均（ひとし） （昭和28年１月22日）	昭和60年４月　京都弁護士会登録 平成元年12月　井上・坂田法律事務所入所 平成７年７月　御池総合法律事務所パートナー（現任） 平成10年４月　京都弁護士会副会長 平成22年２月　英国ケンブリッジ大学法学部客員研究員 平成23年４月　同志社大学大学院司法研究科 （同志社大学法科大学院）教授 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成28年３月　同志社大学大学院司法研究科 （同志社大学法科大学院）教授退任 ＜当社社外取締役在任年数＞ 本総会終結時をもって３年になります。 ＜重要な兼職の状況＞ 御池総合法律事務所パートナー ＜取締役候補者とした理由＞ 弁護士として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。	1,000株 15回/16回

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社では、独立社外役員の「独立性判断基準」（※）を定めております（当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（別紙２）（http://www.nippon-shinyaku.co.jp/company_profile/pdf/governance_policy1512.pdf））。本議案における社外取締役候補者両氏は、すべてこの基準を満たしております。
このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
(2) 当社は、杉浦幸雄氏、坂田均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 亀山賢二氏および田辺保雄氏が任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況 および候補者とした理由	所有する当社の株式の数
1	【新任】 向井（むかい）　英也（ひでや） （昭和30年２月５日）	昭和54年４月　当社入社 平成16年４月　研究開発本部創薬研究所薬物動態研究部長 平成20年４月　研究開発本部創薬研究所薬剤研究部長 平成22年４月　研究開発本部創薬研究所長 平成23年４月　執行役員 研究開発本部創薬研究所長（現任） ＜監査役候補者とした理由＞ 昭和54年の入社以来、平成16年から創薬研究所薬物動態研究部長、平成20年から創薬研究所薬剤研究部長、平成22年から研究開発本部創薬研究所長（現職）を務めるなど、当社の監査役として相応しい経験と能力を有していると判断し、監査役候補者としました。	4,100株
2	【新任】 【社外監査役候補者】 【独立役員候補者】 近藤（こんどう）　剛史（つよし） （昭和38年11月19日）	平成５年４月　司法研修所司法修習修了 平成５年４月　弁護士資格取得 平成５年４月　近藤千秋・剛史法律事務所勤務 平成13年４月　近藤総合法律事務所所長（現任） 平成15年４月　弁理士登録 平成22年４月　関西大学大学院法務研究科特別任用教授（現任） ＜監査役候補者とした理由＞ 弁護士として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、当社の企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言を行っていただけると判断し、社外監査役候補者としました。	0株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社では、独立社外役員の「独立性判断基準」（※）を定めております（当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（別紙２）（http://www.nippon-shinyaku.co.jp/company_profile/pdf/governance_policy1512.pdf））。本議案における社外監査役候補者 近藤剛史氏は、この基準を満たしております。

このほか、社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 近藤剛史氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

(2) 近藤剛史氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

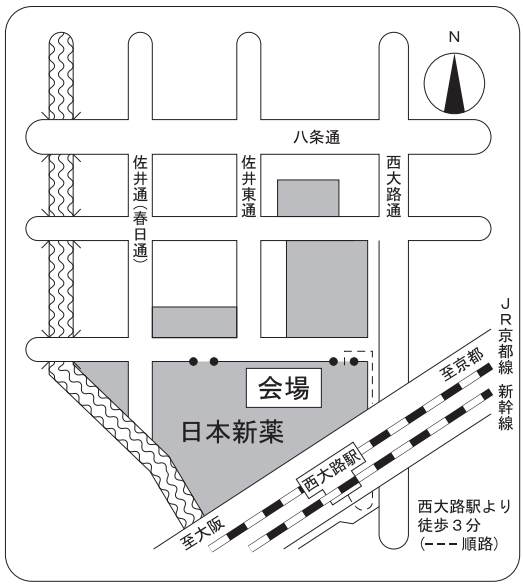
※「独立性判断基準」
　当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）およびその候補者が以下の項目の何れにも該当しない場合、十分な独立性を有しているものと判断します。
(1)現在および過去の当社（子会社を含む。以下同じ）の業務執行者
(2)当社の主要な取引先またはその業務執行者
(3)当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
(4)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
(5)当社の大株主またはその業務執行者
(6)当社から多額の寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
(7)上記(1)から(6)までの何れか重要な者の近親者

＊注記
(1)～(6)「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、その他これに準じるもの及び使用人
(2)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が当社の連結売上高の２％を超える取引先
(3)「当社を主要な取引先とする者」とは、相手にとって当社が主要と言う意味で、直近事業年度の取引額が相手の連結売上高の２％を超える取引先
(4)(6)「多額」とは、１千万円超かつ相手の連結売上高もしくは総収入の２％を超えることを言う
(5)「当社の大株主」とは、総議決権の10％以上の議決権を有する株主
(7)「重要な者」とは、部長格以上の業務執行者、「近親者」とは、配偶者または２親等以内の親族

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場のご案内


N
八条通
佐井通（春日通）
佐井東通
西大路通
会場
日本新薬
JR京都線
新幹線
至京都
至大阪
西大路駅
西大路駅より
徒歩３分
（－－－順路）